

## 第一種フロン類充填回収業者登録通知書

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1

サキンエコリサイクル株式会社

代表取締役 高木 興一 様

佐賀県知事 山口 祥義



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第28条第2項の規定により、第一種フロン類充填回収業者として登録したことを通知します。

登録番号	41-1-920
登録年月日	令和 4 年 ( 2022 年 ) 6 月 14 日
有効期間満了年月日	令和 9 年 ( 2027 年 ) 6 月 13 日

事業所の名称	佐賀金属株式会社 本社		
事業所の所在地	佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1		
1. 回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
2. 充填の対象とする第一種特定製品の種類等	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			

事業所の名称	佐賀金属株式会社 鳥栖営業所		
事業所の所在地	佐賀県鳥栖市酒井西町857番地1		
1. 回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー	○	○	○
(2)冷蔵機器・冷凍機器	○	○	○
フロン類の充填量が50kg以上の第一種特定製品			
2. 充填の対象とする第一種特定製品の種類等	充填しようとするフロン類の種類		
	CFC	HCFC	HFC
(1)エアコンディショナー			
(2)冷蔵機器・冷凍機器			



## 第一種フロン類充填回収業者登録変更通知書

佐賀県佐賀市鍋島町大字森田833番地1  
サキンエコリサイクル株式会社  
代表取締役 高木 興一 様

佐賀県知事 山口 祥義



フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第31条第2項で準用する第28条第2項の規定により、第一種フロン類充填回収業者の登録を下記のとおり変更したことを通知します。

記

変更した事項	新	旧
事業所の名称	サキンエコリサイクル株式会社 本社 サキンエコリサイクル株式会社 鳥栖 営業所	佐賀金属株式会社 本社 佐賀金属株式会社 鳥栖営業所